

一般競争入札公告

社会福祉法人 初穂会の発注する工事の請負について、下記の通り一般競争入札に付する工事としましたので、その内容を公告致します。

令和6年12月3日
社会福祉法人 初穂会
理事長 林 隆春

1. 工事概要

(1) 工事名称

特別養護老人ホーム 稲毛こひつじ園 増床工事

(2) 工事場所

千葉県千葉市稲毛区萩台町 380 番 1、380 番 14、380 番 15、380 番 18 (地名地番)

(3) 建物概要

- | | |
|--------|---|
| ① 工事種別 | 増築工事 (補助対象工事)、
既存建物 (1 階) 内部改修工事 (補助対象外工事)
(確認申請伴わない工事) |
| ② 建物用途 | 社会福祉施設 (特別養護老人ホーム) |
| ③ 敷地面積 | 増築建物部分 : 1,906.65 m ² (576.76 坪)
既存建物部分 (参考) : 5,202.36 m ² (1,573.71 坪) |
| ④ 建築面積 | 増築建物 : 866.39 m ² (262.08 坪)
既存建物 (参考) : 2,471.22 m ² (747.54 坪) |
| ⑤ 延床面積 | 増築建物 : 1,581.15 m ² (478.30 坪)
既存建物 (参考) : 5,272.19 m ² (1,594.84 坪) |
| ⑥ 構造規模 | 増築建物 : RC 造 (壁式) 地上 3 階
既存建物 (参考) : RC 造 (壁式) 地上 3 階、塔屋 1 階 |

(4) 工期 (予定)

増築工事 (補助対象工事)

: 令和 7 年 2 月 3 日 (月) 着手 ~ 令和 7 年 12 月 26 日 (金) 完成、引渡し

既存建物 (1 階) 内部改修工事 (補助対象外工事)

: 令和 8 年 2 月 2 日 (月) 着手 ~ 令和 8 年 3 月 16 日 (月) 完成、引渡し

※ 増築建物引渡から既存建物改修着手までの期間は、既存建物御利用者様の増築建物への引っ越し 及び 増築建物開設準備に要する期間。

(5) 工事範囲

増築工事に伴う建築・電気・給排水・空調換気・外構他

既存建物 (1 階) 内部改修工事に伴う建築・電気他

2.建築主

- (1)名称 社会福祉法人 初穂会
- (2)住所 千葉県千葉市稲毛区萩台町 380 番 2
- (3)ホームページ <https://hatsuhokai.com>
- (4)電話 043-207-5599
- (5)担当 理事長 林 隆春

3.連絡先

- (1)名称 社会福祉法人 初穂会（特別養護老人ホーム 稲毛こひつじ園）
- (2)住所 千葉県千葉市稲毛区萩台町 380 番 2
- (3)電話 043-207-5599
- (4)FAX 043-207-5598
- (5)E-mail h-yoshida@hatsuhokai.or.jp
- (6)担当 吉田 浩之

4.入札参加資格

次に挙げる条件を全て満たしている者とします。また、入札参加資格審査後でも入札日までに入札参加資格を満たさなくなった場合は参加資格なしとします。

- (1)形態は単体企業とする
- (2)千葉市に本社 又は 建設業法に基づく許可を得た営業所がある者。
- (3)令和 6・7 年度 千葉市建設工事入札参加業者資格者名簿に登録されている市内又は準市内の業者で直近の格付が A 等級であり、総合点数が 950 点以上である者。
- (4)直近の経営事項審査評価（建築一式）の総合評定値が 900 点以上の者
- (5)過去 15 年間（本入札公告の前年度までの 15 か年度間に当該年度の入札公告の日 までを加えた期間に、延べ面積 1,000 m²以上の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、その他これらに類する施設（高齢者の入所施設に限る。）の新築・増築又は改築に係る建築一式工事を元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合のものに限る。）で施工した実績がある者。
- (6)当該工事に一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有した監理技術者を本工事に専任で配置できる者
- (7)本件公告から落札決定までの間に千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（令和 2 年 12 月 25 日施行）並びに千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成 24 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止除外等の措置を受けていない者
- (8)地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本工事の入札日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (9)過去 1 年間に、千葉市の補助金を受けて整備される特別養護老人ホームの入札に参加し落札したのにも関わらず、契約を辞退した経験がある者でないこと。
- (10)手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しているもの。
- (11)本工事の開札日 6 ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないもの。

- (12)千葉市内において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に違反していないもの。
- (13)次の届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (14)建築工事業について、開札日から 1 年 7 月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査を受けていること。ただし、経営事項審査の審査基準日は開札日の直近のものとする。
- (15)千葉市建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、建築一式工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者で、千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本工事の一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日から本工事の開札の時までの間、受けていない者。
- (16)上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がないこと。
- ア 本工事に係る設計業務等の受託者
商号 株式会社 建築環境計画 所在地 埼玉県さいたま市
 - イ 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者
 - ①当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
 - ② 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者。

5.入札参加資格確認申請手続き

- (1) 一般競争入札参加資格等確認申請書の配布
「3. 連絡先」まで電子メールにて請求して下さい。
その際には、件名を「稲毛こひつじ園 増床工事：入札参加資格等確認申請書送付希望」とする。
- (2)受付締切、提出先及び提出方法（持参の場合は、事前連絡予約をお願い致します。）
受付締切：令和 6 年 12 月 16 日(月) 午後 5 時締切
提出先：社会福祉法人 初穂会（特別養護老人ホーム 稲毛こひつじ園）
提出方法：持参または書留郵便必着
- (3)提出書類
- ①一般競争入札参加資格等確認申請書（様式有）
 - ②令和 6・7 年度 千葉市建設工事入札参加業者資格者名簿のランクを証する書類の写し
 - ③入札参加資格申請日現在で有効な特定建設業許可の写しまたは証明書
 - ④直近の経営規模等評価結果、総合評定値を証する書類の写し
 - ⑤上記「4-(5)」に記載の工事实績を証明できる書類
 - ⑥会社案内・会社経歴書
 - ⑦法人登記簿謄本全部事項証明書(原本 又は 原本証明付き)
- (4)入札参加資格の審査結果通知
申請受付後、当法人において審査を行い、入札参加決定者には入札通知書、入札書、委任状、辞退届、誓約書等を郵送します。入札参加資格が無いとみなした者にはその旨と理由を通知します。
12 月 19 日(木)に発送します。

6.設計図書の配布と質疑回答（現場説明書）

(1)配布

入札参加決定者には、令和6年12月24日(火)に社会福祉法人 初穂会より設計図書、数量書一式（CD-ROM）を同封して発送します（宅配便）。

(2)設計図書に関する質疑及び回答について

- ①質疑提出期限 令和7年1月8日(水)
- ②質疑提出先 社会福祉法人 初穂会 宛て
- ③質疑提出方法 配布した CD-ROM 内にある質疑書に記載の上、「3. 連絡先」まで電子メールにて送付すること。質疑が無い場合は質疑書に「質疑無し」と明記して電子メールにて送付すること。
その際 件名を「稲毛こひつじ園増床工事：設計図書等の質疑」として下さい。
- ④質疑回答日時 令和7年1月16日(木) 午後2時から午後3時まで（予定）
- ⑤回答方法 電子メール又は FAX にて各社質疑をまとめた文書を発信します。
又、必要に応じ CD-R にて郵送を致します。

7.入札日等

(1)日時

令和7年1月23日(木) 午後2時～

(2)場所

社会福祉法人 初穂会（特別養護老人ホーム 稲毛こひつじ園）
千葉県千葉市稲毛区萩台町 380 番 2

- (3)予定価格 公表しない。
- (4)最低制限価格 設定するが公表しない。
- (5)契約書の作成の要否 要（契約は 下記 10. による事。）
- (6)入札注意事項

- ①入札書を提出する際に設計図書一式（CD-ROM）を返却すること。
- ②落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時はその端数金額を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、入札参加者は110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ③入札参加にあたっては入札日当日に見積内訳書を持参すること。また、初度入札における落札者は見積内訳書を提出すること。
- ④代理人が入札する場合は委任状を持参すること。
- ⑤誓約書を提出すること。
- ⑥入札書は代表印にて封印して提出すること。
- ⑦談合は絶対に行わないこと。
- ⑧談合情報があった時は、参加業者から事情を聴取し、千葉県保健福祉局高齢障害部介護保険事業課と協議を行います。

8.落札者の決定

(1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

■複数会社が入札参加した場合

(1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。なお、初度入札に参加しない者、初度入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。

(再度入札は、1回まで実施するものとする)

(2) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

(3) 再度入札を行っても、落札者がいない場合は別日にて入札を行う。

■1社のみが入札参加した場合

(1) 初回入札に参加する者が1社のみ場合は、1回のみ入札を行うものとし、再度入札は行わない。

(2) 初回入札にて、落札者がいない場合は別日にて入札を行う。

9.入札に当たっての注意事項：下記の各事項に該当する入札は無効とする

(1) 所定の日時及び場所に出席及び提出しない者の入札

(2) 入札に参加する資格のない者がした入札

(3) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

(4) 談合その他不正行為があったと認められる入札

(5) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

(6) 最低制限価格に達しない価格の入札

(7) 金額の記載が不明確で判読不可能な入札・記名押印を欠く入札・誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭な入札。

(8) 入札者の押印のないもの

(9) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの

(10) 押印された印影が明らかでないもの

(11) 記載すべき事項の記入のない入札書、又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

(12) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(13) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

(14) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札

(15) 郵便・電報、電話やFAXによる入札

(16) 入札金額を訂正した入札書による入札

(17) 二以上の入札書を提出した者がしたもの

(18) 二以上の者の代理をした者がしたもの

(19) 前各号に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

10.入札保証金及び契約（履行）保証金

(1) 入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金は免除する。但し工事請負契約時に保険会社との間に発注者を被保険者とする工事履行保証保険契約を締結すること。（工事請負額の10分の1以上の金額とする）

(3) 契約については、民間（七会）連合協定工事請負契約書約款によること。

11.支払い条件

- (1)前払い金は無しとする。
- (2)初回時 総工事費の30%を現金振込で支払う。(令和7年2月末日予定)
- (3)中間時 令和6年度補助金交付後、総工事費の30%を現金振込で支払う。
(令和7年9月末日予定)
- (4)竣工引渡後 残金を補助金交付及び借入金入金後に支払う。
(令和8年3月末日予定)

12.その他

- (1)現場説明会は実施しない。
- (2)一般競争入札参加資格審査申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3)一般競争入札参加資格審査申請書等の提出された書類は返却しない。
- (4)提出された書類は提出者の承諾なしに無断で他の目的に使用しない。
- (5)落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (6)入札参加者は入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明な理由として異議を申し立てることはできない。
- (7)一括下請けを禁止する。
- (8)提出書類に虚偽の記載があれば入札に参加できない。
- (9)施設御利用者の安全及び状況を配慮した工事計画とする。
- (10)その他、関係法令等、契約内容等を厳守し、市から指導等があった場合はそれに従うこと。

以上